

院内感染対策指針

第1条 感染対策に関する基本的考え方

医療機関は感染症患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在する環境にあり、必然的に患者・職員への感染症伝播リスクを伴っている。安全で快適な医療環境を提供するため、院内感染を未然に防止するとともに、ひとたび感染症が発生した際には拡大防止のために、その原因を速やかに特定して、これを制圧・終息させることが重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、公立野辺地病院の理念に則った医療を提供できる様本指針を作成する。

第2条 院内感染対策推進のための組織管理体制

1 院内感染対策委員会

1) 院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会(以下「委員会」という。)を設置し、毎月回定期的に開催する。また、必要な場合委員長は臨時委員会を開催することができる。

2) 委員会の委員は、事業管理者、病院長、医局、薬剤科、看護局、臨床検査科、診療放射線科、リハビリテーション科、栄養科、事務局の各部門責任者、および事業管理者が必要と認めた者を以って組織する。

3) 委員長は、委員会の検討結果を運営連絡会議等に報告する。

4) 所掌事項

① 院内感染対策指針及び院内感染対策マニュアルの作成・見直しに関すること。

※ 院内感染対策マニュアルの遵守について、全職員に周知徹底を図り感染対策に努めるとともに、最新の知見を取り入れ年1回程度の見直しを図ること。

② 院内感染対策に係る調査、企画に関すること。

③ 院内感染発生状況の監視(サーベイランス等)に関すること。

④ 院内感染発生時における緊急対策に関すること。

⑤ 院内感染対策に係る情報収集・交換に関すること。

⑥ 院内感染対策に係る職員及び患者教育に関すること。

⑦ 院内感染対策におけるコンサルテーションに関すること。

⑧ 職員研修の企画に関すること。

⑨ 職員の健康管理に関すること。

⑩ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項に関すること。

⑪ その他院内感染対策に関し必要な事項に関すること。

2 感染制御チーム(ＩＣＴ)

- 1) 病院長等または委員会は、院内の職種及び部門間の連携を強め、院内横断的な活動を行うことを目的として、感染制御チームを設置することができる。
- 2) 感染制御チームは、院内感染防止に係る調査、監視、企画の他院内感染発生時に迅速な対策の立案を行い、事業管理者、病院長等に報告・承認を得たうえで、委員会に助言・提言を行う。
- 3) チームのメンバーは、感染対策関連の有資格者を中心に構成することとし、病院長が任命する。
- 4) 委員長は、ＩＣＴでの検討結果を病院長および院内感染対策委員会にて報告する。
- 5) 所掌事項
 - ① 感染対策に関する医療上、看護上のアドバイスに関すること。
 - ② 医療関連感染に関わる検出菌の監視と介入に関すること。
 - ③ 院内の定期的なラウンド実施に関すること。
 - ④ 抗菌薬の適正使用の推進に関すること。
 - ⑤ アウトブレイクや種々の感染症に対する可及的速やかな対策に関すること。
 - ⑥ 職員教育に関すること。
 - ⑦ サーベイランスに関すること。
 - ⑧ 感染対策マニュアルの見直し、改訂および周知に関すること。
 - ⑨ 職業感染対策に関すること。
 - ⑩ 他施設との連携、及びコンサルテーションに関すること。
 - ⑪ 針刺し・切創などの発生防止ならびに分析と対策に関すること。
 - ⑫ その他、ＩＣＴが必要と認めた事項に関すること。

3 専従感染管理者および専任感染対策担当者

- 1) 病院長等は、日常の院内感染の把握と必要時に応じた対策、および職員の教育などを担う者として専従感染管理者を任命することができる。
- 2) 専従感染管理者は、医師または看護師、臨床検査技師の中から適切な研修を受けた者を任命する。専従感染管理者は、医療安全対策室に籍を置き専従としてその任に当たる。
- 3) 専任感染対策担当者は、医師、看護師、薬剤師および臨床検査技師から各1名以上を病院長が任命する。
- 4) 所掌事項
 - ① 院内感染事例の把握とその対策の指導
 - ② 院内感染対策の実施状況の把握とその対策の指導
 - ③ 院内感染発生状況のサーベイランスの情報分析、評価と効果的な感染対策の立案
 - ④ 院内感染対策マニュアルの遵守状況の把握と指導
 - ⑤ 定期巡回の実施とその記録
 - ⑥ 感染関連における相談への対応
 - ⑦ 薬剤耐性菌検出症例の把握

第3条 全職員研修(委託職員含む)

- 1) 全職員研修は、院内感対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を行うことにより、個々の職員の院内感染対策に対する知識を深め、業務を遂行するうえでの技能やチームの一員としての意識の向上を図ることを目的に実施する。
- 2) 全職員研修は、病院等全体に共通する院内感染対策に関する内容等、職場の実情に即した内容について、採用時の初期研修1回その他、全職員を対象に年2回程度研修会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- 3) 研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目、評価、感想など)及び外部研修の参加実績を記録・保存する。

第4条 感染症の発生状況の報告及び院内感染発生時の対応

- 1) 院内感染を予防するため、「感染情報レポート」等を週1回作成し、回覧板にて全職員へ発信し、感染症発生状況の報告を速やかに行いスタッフの情報共有を図るとともに、院内感染対策委員会で再確認等して活用する。
- 2) アウトブレイク発生時には、専従感染管理者は速やかに病院長および事業管理者、委員長に報告し、必要に応じて院内感染対策委員会を開催する。また、別途定める感染対策マニュアルに従い、発生の原因究明のための調査・情報収集を行い、改善策を立案し全職員へ周知徹底しその実施状況を監視する。その状況及び患者への対応等を委員会に報告する。

第5条 患者に対する閲覧

- 1) 本指針は患者、家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。
- 2) 患者等に対しては、疾病の説明とともに感染予防の基本についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

第6条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

- 1) 全職員に病院の院内感染対策を周知するため、委員会が別に定めた院内感染対策マニュアルを各部署に配布する。
- 2) 院内感染対策上の疑義が生じた場合には、院内感染対策委員会で協議する。

第7条 本指針の改廃手続き

- 1) 本指針の改廃は、医療安全対策室 感染管理部門で立案し、院内感染対策委員会の承認を得るものとする。また、指針の内容について、毎年院内感染対策委員会で審議し、記録して保存する。

附則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

附則

この指針は、平成 25 年 12 月 17 日から一部改正し施行する。

附則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日、大幅に改正し施行する。

附則

この指針は、平成 27 年 6 月 1 日から一部改正し施行する。

附則

この指針は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

附則

この指針は、令和 4 年 5 月 25 日から一部改正し施行する。

附則

この指針は、令和5年5月24日内容確認。同日施行となる。

附則

この指針は、令和 6 年 4 月 24 日内容確認。同日施行となる。

附則

この指針は、令和 7 年 4 月 23 日から一部改正し施行となる。

北部上北広域事務組合 公立野辺地病院
院内感染防止対策委員会要綱

(目的)

第1条

この要綱は、公立野辺地病院 院内感染防止対策委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し、必要事項を定めるものとする。

(設置)

第2条

委員会は、院内における感染防止対策に関する病院長の直属機関として設置する。

(所掌事項)

第3条

委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

1. 医療関連感染防止に係る各種調査及び管理に関すること。
2. 医療関連感染防止に係る対策の企画および実施に関すること。
3. 医療関連感染防止のための院内各部署との連絡調整に関すること。
4. 公立野辺地病院 感染制御チームのラウンド結果に関すること。
5. 医療関連感染予防のための職員教育、指導および周知徹底に関すること。
6. その他病院感染予防に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第4条

委員会は、事業管理者、病院長、診療科医師、リハビリテーション科、薬剤科、看護科、臨床検査科、診療放射線科、栄養科、事務局の各部門責任者、および事業管理者が必要と認めた者を以って組織する。

(任期)

第5条

委員の任期は1年度以内とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条

1. 病院長は、医師の中から委員長を指名する事とする。
2. 委員長は、委員の中から副委員長を指名する事ができる。
3. 委員長は会議の議長となり、会務を総括する。
4. 副委員長は委員長を補佐する。

(会議)

第7条

1. 会議は定例会および臨時会とし、委員長が招集する。
2. 定例会は毎月開催し、臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。
3. 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。この場合、委員長は委員として票決に加わることはできない。
4. 委員長は、必要に応じて委員以外の関係職員を会議に出席させ、会議案件に関して説明または意見を求めることができる。

(会議の結果)

第8条

委員長は、会議において審議した結果を、運営連絡会議等で報告し全部署に周知する。

(庶務)

第9条

委員会の庶務および議事録作成等運営に雇う庶務全般は、専従の感染管理者が行うものとする。作成した議事録は、専用ファイルおよび電子媒体(USBメモリー等)にて保管する。専用ファイルでの保管期間は3年とする。電子媒体(USBメモリー等)での保管についてはその限りではない。

(補則)

第10条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から改訂施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から改訂施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月25日から改訂施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月24日内容確認、同日より施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月24日から改訂施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月23日から一部改正し施行となる

北部上北広域事務組合 公立野辺地病院
感染制御チーム要綱

(目的)

第1条

この要綱は、公立野辺地病院 感染制御チーム（以下 ICT という。）の組織および運営に関し必要事項を定めるものとする。

(設置)

第2条

1. ICTは、医療関連感染発生時に速やかに対応し感染から患者を守り安全な療養生活を提供するとともに、医療従事者を感染から保護することを目的として設置する。
2. ICTは、病院長直属の組織として位置づけ、感染対策について現場での効果的介入・指導・照会などの実務を行う。

(主な活動内容)

第3条

1. ICTの主な活動内容は次のとおりとする。
 - (1) 常時感染対策に関する医療上、看護上のアドバイスを行う。
 - (2) 医療関連感染関連検出菌の監視と介入を行う。
 - (3) 週1回以上院内のラウンドを行い、感染対策上の介入を行う。
 - (4) 抗菌薬の適正使用推進を図り、必要に応じ医師に照会を行う。
 - (5) アウトブレイク、種々の感染症発生に対し、可及的速やかな対策を講じる。
 - (6) 医療関連感染予防のための職員教育を行う。
 - (7) サーベイランスを行い、結果を現場にフィードバックし感染率の低減を図る。
 - (8) 関連部署と連携し、職員を感染から守るため職業感染対策を行う。
 - (9) 他施設との連携を図り、状況に応じてコンサルテーション対応をする。
 - (10) 年4回の連携病院との合同カンファレンスに参加する。
 - (11) その他、ICTが必要と認めた事項に関することに対応する。

(組織)

第4条

1. ICTは医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師の4職種を各1名以上含む複数名のメンバーをもって組織する。
2. リーダー、サブリーダーおよびメンバーは、病院長が指名する。
3. メンバーの所掌業務は次の通りとする。
 - (1) 医師：組織の意思決定等に係る総括的業務
 - (2) 薬剤師：抗菌薬の適正使用、届出抗菌薬の使用状況に関する業務
 - (3) 臨床検査技師：院内検出菌における感受性パターンに関する業務
 - (4) 看護師：手指衛生、個人防護具、ケア環境全般に関する業務

(任期)

第5条

委員の任期は1年を基本とする。ただし、再任は妨げない。

(リーダー)

第6条

病院長は第4条2のとおりリーダーを指名する事が出来る。

リーダーは、会議の進行を務め、ICT活動を総括する。

(会議)

第7条

1. 会議は定例会および臨時会とし、リーダーが召集する。
2. 定例会は毎月1回以上、週1回の定期ラウンド後に開催し、臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。
3. 委員長は、必要に応じてICT以外の関係職員を会議に出席させ、会議案件に関して説明または意見を求めることができる。
4. 作成した会議録は、専用ファイルおよび電子媒体(USBメモリー等)にて保管する。専用ファイルでの保管期間は3年とする。ただし、電子媒体(USBメモリー等)データについてはその限りではない。(会議の結果)

第8条

リーダーは会議において審議した結果を病院長および院内感染対策委員会で報告する。

(庶務)

第9条

ICTの庶務は、専従の感染管理者が処理する。不在時はICT構成メンバーが代理を務める。

(補則)

第10条

この要綱に定めるもののほか、ICTの運営に関し必要な事項は院内感染対策委員会において定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から改正施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から改正施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から改正施行する。

この要綱は、令和4年5月25日から改正施行する。

この要綱は、令和5年5月24日内容確認、同日より施行する。

この要綱は、令和6年4月24日から改訂施行する。

この要綱は、令和7年4月23日から一部改正し施行する。